

建築物石綿含有建材調査者講習修了者の確定について

平成 26 年 5 月 16 日
国土交通省住宅局建築指導課
建築物防災対策室

国土交通省では、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態を的確かつ効率的に把握するため、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ることを目的として、昨年 7 月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成 25 年 7 月 30 日公示）を定め、一定の要件を満たした機関を国土交通省に登録し、当該機関が行う講習を修了した者に建築物石綿含有建材調査者の資格を付与する制度を開始しています。

昨年 10 月、上記規程に基づき「一般財団法人 日本環境衛生センター」が登録され、当該機関において講習が実施されてきたところです。この度、制度開始後初となる建築物石綿含有建材調査者講習の修了者が確定し、その活用について地方公共団体に依頼しましたので、お知らせいたします。

〔建築物石綿含有建材調査者登録講習の結果〕

- ・ 受験者数 144 名（全国 3 会場）
- ・ 合格者数 112 名（1 都 1 道 2 府 20 県）
- ・ 合格率 77.8%

参考ホームページ（建築物石綿含有建材調査者一覧を掲載しています）

一般財団法人 日本環境衛生センター：<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/02.html>

添付資料

別紙「建築物石綿含有建材調査者について」（制度概要）

別添「建築物石綿含有建材調査者の活用について」（都道府県あて通知）

問合せ先

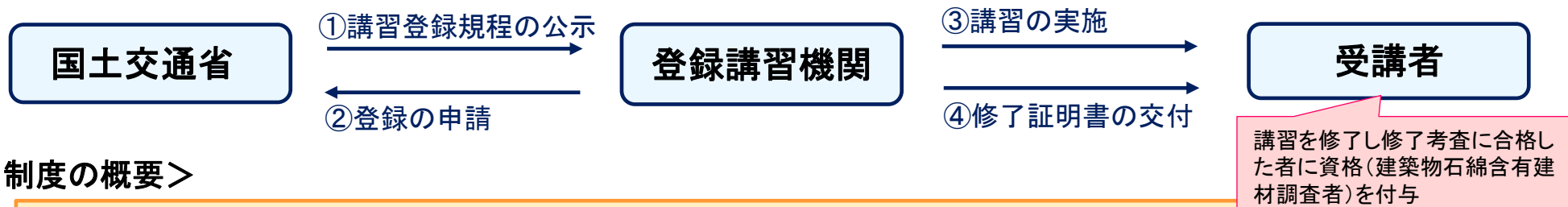
国土交通省住宅局建築指導課	課長補佐	野原 邦治	（内線 39-563）
	係長	津村 万梨子	（内線 39-546）
		代表 03-5253-8111	夜間直通 03-5253-8513
			FAX 03-5253-1630

<制度創設の背景>

別紙

- 国土交通省では、社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会（以下「社整審」という。）において、民間建築物の石綿実態調査の本格実施のための環境整備について検討。
- 特に、建築物のアスベスト調査者の育成について、先行的に検討。その結果、新たな資格制度の創設が決定。
- 社整審における検討を踏まえ、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（以下「講習登録規程」という。）を告示で制定。

<制度のフロー>



<制度の概要>

- ①国土交通大臣は講習登録規程を公告する。
- ②国土交通大臣は、機関からの申請に基づき、適切な講習を実施できる体制を確保するための要件に適合する機関を講習機関として登録する。
- ③登録講習機関は、講義、実地研修、修了考査を含む講習を行う。
- ④登録講習機関は、講習を修了し修了考査に合格した者に修了証明書を交付する。

講習機関の登録の要件

- ・登録規程に定める適切な講習が行われること。
 - ・一定の資格を有する講師が講習に従事すること。
 - ・一定の中立性があること。
- 等

受講者の資格

- ・建築に関する知識及び経験を有する者
 - 大学や短期大学等において、建築学等の課程を修めて卒業した後、建築に関し一定以上の実務経験を有する者
 - 建築や建築行政に関し一定以上の実務経験を有する者
- 等

講習の内容

- ・ 講義(11時間)
 - 第1講座 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識
 - 第2講座 石綿含有建材の建築図面調査
 - 第3講座 現場調査の実際と留意点
 - 第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書の作成
 - 第5講座 成形板等の調査
- ・ 実地研修
石綿含有建材が用いられている実際の建築物にて、演習の実施。
- ・ 修了考査
筆記試験、口述試験

国 住 防 第 7 号
平成 26 年 5 月 16 日

都道府県
建築物石綿対策担当課長 殿

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長

建築物石綿含有建材調査者の活用について（周知）

国土交通省では、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材の使用実態を的確かつ効率的に把握するため、中立かつ公正に正確な調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者の育成を図ることを目的として、昨年 7 月に「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成 25 年 7 月 30 日公示）を定め、一定の要件を満たした機関を国土交通省に登録し、当該機関が行う講習を修了した者に建築物石綿含有建材調査者の資格を付与する制度を開始しています。

昨年 10 月、上記規程に基づき「一般財団法人 日本環境衛生センター」が登録され、本年 5 月当該機関において制度開始後初となる建築物石綿含有建材調査者講習の修了者を確定し、公表した旨の報告を受けました。

「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」に基づく講習の修了者は、適切な建築物石綿含有建材調査を実施するために必要な知識を有するものとして所要の講習を修了したものであり、その名簿（以下「調査者リスト」という。）は下記の講習機関のホームページに掲載されています。貴職におかれましては、国庫補助制度である住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物アスベスト改修事業）において調査者リストの紹介を行うなど、調査実施における積極的な調査者の活用をお願いします。

本件につきましては、貴都道府県内の各自治体に対してもご周知いただくとともに、関係部局とも連携しながら今後より一層の石綿対策に努めていただくようお願いします。

（参考）国土交通省「建築物石綿含有建材調査者講習修了者の確定について」

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000482.html

一般財団法人 日本環境衛生センター「建築物石綿含有建材調査者講習 修了者情報」

<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/02.html>